

MultiSyncLCD SupportPack
ご利用の手引き

NECフィールディング株式会社

はじめにお読みください

このたびは、シャープ NEC ディスプレイソリューションズ株式会社が製造する液晶ディスプレイ製品（以下、「NEC 製液晶ディスプレイ」といいます。）のハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「MultiSyncLCD SupportPack」（以下「本パック」といいます。）をお買い上げいただきありがとうございます。

本パックに基づくサービス（以下「本サービス」といいます。）をお受けいただくため、本パックの開封後、すぐに次のことを行っていただきますようお願いいたします。

1. 本サポートパックの内容物をご確認ください。

本サポートパックの内容物は次のとおりです。内容物がすべて揃っているか、ご確認ください。万一不足がある場合は、速やかにご購入元までご連絡ください。

- (1) MultiSyncLCD SupportPack ご利用の手引き（本書）
- (2) MultiSyncLCD SupportPack お客さま登録カード
(お客さま情報とご利用の機器を当社に登録するカード)
- (3) 返信用封筒（お客さま登録カード【フィールディング返送片】を返送するための封筒）

2. 本書の内容にご同意できることをご確認ください。

本書の内容にご同意いただけない場合は、お買い上げから 14 日以内に本サポートパックをご購入元にご返却ください。領収書その他の購入を証するものと引き換えに本サポートパックの購入代金をお返しいたします。

3. サービス対象機器・期間をご確認ください。

本サービスの対象機器と本サポートパックの型番が一致しているかどうか、サービス期間が正しいかどうかをあらかじめご確認ください。お客さまが本サービスのご利用を途中で中止した場合でも、**お支払済みの代金は返金いたしません**のでご注意ください。本サービスの実施期間は、後記「第 1 章 MultiSyncLCD SupportPack とは」の「3. 本サービスの提供期間」に記載のとおりです。

4. 【重要】お客さま登録カードのご記入とご返送をお願いします。

本サービスをお受けいただくには、事前にお客さま情報の登録が必要です。

同梱の「MultiSyncLCD SupportPack お客さま登録カード」（以下「お客さま登録カード」といいます。）に必要事項をご記入のうえ、本サービスの対象機器の保証書コピーとともに、**本サポートパックのご購入日から 30 日以内に、当社営業担当に直接お渡しいただくか、同梱の返信用封筒で本書末尾に記載のサポートパック登録受付センター宛にご返送ください**。お客さま登録カードに基づく登録が、お客さまが本サービスを受ける条件になります。万一上記の期間内にご返送いただけなかった場合、お客さまは本サービスを受けられないことがあります。

（ご注意）

保証書には、ご購入日が記載されていることをご確認ください。保証書にご購入日の記載がない場合は、ご購入日が確認できるもの（対象機器の領収書等）の写しを同封してください。それらの書類が同封されていない場合は、当該対象機器本体の NEC における出荷月末日をご購入日とみなしますので、ご注意ください。

5. 消費税率変更時の税差額の負担について

消費税等相当額については、対象機器のご購入日時点の消費税率で申し受けます。消費税率の変更（増加）があった場合、当社は当該変更後の保守契約期間に係る税差額を別途申し受けますので、本パックのご購入元の指定する方法によりお支払ください。

サービスのご利用にあたって

1. 登録後のオプション機器増設(サポート対象機器の追加)について

登録後にサポート対象オプション機器を増設された場合や、オプション製品に増設機器を追加された場合は、必ず当社にご連絡ください。当該機器について本サービスを受けるためには、機器追加の手続きが必要です。

目次

第1章 対象機器	1
1. 対象機器	1
第2章 登録	1
1. 登録申請	1
第3章 本サービスの内容および契約条件	1
1. 本サービスの範囲	1
2. 除外作業、費用	2
3. 本サービスの提供期間	3
4. 本サービスの提供時間帯	3
5. お客さまの負担する費用	3
6. お客さまと対象機器の所有者が異なる場合の取扱い	4
7. お客さまの協力義務	4
8. 責任の制限	4
9. 老朽化装置の取扱い等	5
10. 交換部品の所有権	5
11. 設置場所の変更	5
12. 再委託	5
13. 秘密保持	5
14. 権利義務の譲渡禁止	6
15. 損害賠償	6
16. 本サービスのご利用中止	6
17. 本サービスの提供中止	6
18. 反社会的勢力の排除	7
19. 存続条項	7
20. 合意管轄	8
21. 協議	8

第1章 対象機器

1. 対象機器

本サービスの対象機器は、第2章に記載された登録手続きに基づき当社に登録され、かつ日本国内に設置された NEC製液晶ディスプレイです。内蔵型のディスプレイコントローラも対象とした SupportPack の場合は、ディスプレイの拡張スロットに内蔵可能な製品（以下「内蔵可能製品」といいます。）もサポート対象となります。ただし、サポート対象となるディスプレイコントローラ機器は、下記、NEC 純正のオプション機器に限ります。

OPS コントローラ (TP2G)、ビデオ・エクステンダ受信器、ワイヤレスディスプレイ・メディアプレーヤ、HDSDI ボード、3G-SDI ボード、アナログビデオボード、BNC ボード、デジタルビデオボード

※ 上記対象機器は今後変更されることがあります。

第2章 登録

1. 登録申請

- (1) 本サービスをご利用いただくには、「はじめにお読みください」の「4. 【重要】お客さま登録カードのご記入とご返送をお願いします。」に従い、お客さま登録カードによる情報登録（以下「登録申請」といいます。）が必要です。
- (2) お客さまの登録申請の不備などにより登録が行えない場合は、お客さま登録カードの受領日から 30 日以内に、当社が定める方法によりその旨をお客さまに通知します。この場合、お客さまが本パックに領収書その他の本パックの購入を証するものを添付してご購入元にご返却くだされば、本パックの購入代金をお返しいたします。
- (3) お客さま登録カードの受領日から 30 日以内に、当社から登録の可否について何らの連絡も行わない場合、当該期間の満了をもって登録が完了したものとします。

第3章 本サービスの内容および契約条件

1. 本サービスの範囲

本サービスの内容は次のとおりです。

(1) 障害原因切分けおよび特定

対象機器に不時の故障が発生した場合、当社はお客さま（またはお客さまから委託された方）からのご依頼によりハードウェアの障害発生箇所を特定します。ご連絡の際は、お客さま登録カードに記載いただいたお客さま情報、対象機器の型番・製造号機を通知するものとします。なお、いかなる場合においてもソフトウェアの障害については、本サービスの範囲外とします。

(2) 交換作業

障害箇所特定の結果、対象機器または内蔵可能製品の交換が必要と当社が判断した場合、技術員を派遣し、故障した対象機器または内蔵可能製品（以下「故障機器」と総称します。）と当社が用意した代替機器（以下「代替機器」といいます。）との交換作業を行います。交換後の故障機器は、当社が持ち帰るものとします。代替機器に係る費用は、本サポートパックの購入代金に含まれます。

なお、液晶パネル、バックライトの経年変化による劣化(輝度の変化、色の変化、輝度と色の均一性の変化、残像、焼き付き、欠点の増加など)については、障害に該当しないものとし、当該事由に係る交換作業を実施した場合の代替機器の費用はお客さま負担とします。

2. 除外作業、費用

次の各号に定める作業および費用については、本サービスに含まれないものとします。ただし、当社は、その必要が認められる場合には、お客さまと別途協議のうえ実施時期、対価の金額その他必要事項を決定し、当該作業を行います。(5)から(9)に定める作業については、その実施が可能な場合には別表に定める料金表によりこれを行います。

- (1) 対象機器の移設および撤去に関する作業および立会い
 - (2) お客さまの要求による対象機器の改造
 - (3) 対象機器の日常の清掃、点検および運転
 - (4) 消耗品の供給等
 - (5) 天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由により対象機器に生じた故障の修理
 - (6) NEC が定める対象機器設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障の修理
 - (7) お客さままたは第三者の不適切な使用または取扱いにより対象機器に生じた故障の修理
 - (8) 部品が自然消耗、摩耗、劣化し、または仕様頻度、経過時間、仕様環境に関するNEC所定の基準を超えた場合における修理
 - (9) 当社または当社が承諾した以外の者が作成したプログラム、ハードウェア等に起因する対象機器の事故の調査および故障の修理
 - (10) 対象機器の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に必要な資材の供給
 - (11) 対象機器外部の電気作業および対象機器に関する回線接続のための立会い
 - (12) お客さまによる輸送、移動時の落下、衝撃等、お客さまの取り扱いが適正でないために生じた損傷
 - (13) LAN 接続、接続機器に起因する場合の本サービスの提供
 - (14) 取り外し、取り付け以外の現地調整作業
 - (15) 設置方法に関して、下記に該当する場合の作業
 - ① 取扱説明書に記載されている対象機器の据付条件を満たしていない場合
 - ② 標準的な工具で取り外し／取り付け作業ができない場合
 - ③ 取り付け金具が NEC 純正品もしくは NEC が指定する推奨メーカー製でない場合
 - ④ 本体にタッチパネルカバーなどが装着されている場合
 - ⑤ マルチディスプレイ構成での設置の場合
 - ⑥ ディスプレイの搬入／搬出経路に障害があり、搬入／搬出が困難な場合
 - ⑦ ディスプレイ設置場所に取り付け外用の脚立／リフター等の設置ができない場合
 - ⑧ ディスプレイの梱包／開梱ができる場所が確保できない場合
 - ⑨ 32 インチ以上の液晶ディスプレイ(以下「設置制限製品」といいます。)で、床面からモニタの中心まで 1.7m 以下の高さに設置されていない場合。かつ、以下の設置方法(以下「サービス対象設置方法」といいます。)により設置されていない場合の本サービスの提供
- サービス対象設置方法: i 床置き
- ii キャリアブルスタンドにて設置
 - iii 付属の自立スタンドを使用して設置

iv 壁掛け

(16)前各号に定めるほか、本章1. に含まれない作業

3. 本サービスの提供期間

- (1) 本サービスの提供期間は、お客さまのご登録申請日にかかわらず、対象機器のご購入日から、本パックに定められた年数(お客さま登録カードの上部(商品名)に記載の年数)とします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、対象機器の製造打切後 5 年を経過した場合、当社は、本サービスの実施を打ち切るものとします。この場合でも、お支払済みの代金は返金いたしません。

4. 本サービスの提供時間帯

- (1) 対象機器に障害が発生した旨のご連絡の受付時間帯は、24 時間 365 日です。
- (2) 上記(1)で受け付けたご連絡に基づき当社が本サービスを実施する時間帯(以下「保守作業時間帯」といいます。)は、お客さま登録カードの「対応時間」および「起算曜日」に記載されたとおりとします。なお、お客さま登録カードに「提供期間起算曜日」の指定がなかった場合は、月曜日を起算曜日とします。
- (3) 当社は、本サービスのうち「1. 本サービスの内容」(2)交換作業については、保守作業時間帯に含まれる日(当社営業日に限ります。)の 8:30~17:30 に「1. 本サービスの内容」(1)のご連絡を受付けた場合は、ご連絡から原則として当日に行います。ただし、32 インチ以上 60 インチ未満の液晶ディスプレイについては翌日、60 インチ以上の液晶ディスプレイについては翌々日の対応となります。また、次の各号の一に該当する場合は、翌日以降の対応となる場合があります。
 - ① 現地到着まで、または現地到着後作業完了までの間に保守作業時間帯外となることが見込まれる場合
 - ② 現地到着までに交通事故、渋滞が発生した場合
 - ③ 悪天候、天災地変その他不可抗力などが発生した場合
 - ④ 修理用部品の一時的な在庫切れによる場合
- (4) 上記(2)にかかわらず、当社は、対象機器の故障の重要度、緊急度が大きいと判断した場合は、お客さまの承諾を得たうえで、保守作業時間帯外であっても本サービスを実施するものとします。この場合、お客さまは、別表に定める料金表に基づきその料金を当社に支払うものとします。ただし、当社が下記「12. 再委託」に基づき本サービスの実施を第三者に再委託している場合は、当該作業の要否は当該第三者(以下「再委託先」といいます。)の判断によるものとし、また、お客さまは、当該作業の料金を再委託先に支払うものとします。

5. お客さまの負担する費用

本サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、お客さまの負担とします。

- (1) 電力料および水道料
- (2) 通信費(ただし、当社からお客さまへの通信に要する費用を除きます。)
- (3) 本サービスを行うため当社の技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および日当
- (4) 液晶パネル、バックライトの経年変化による劣化(輝度の変化、色の変化、輝度と色の均一性の変化、残像、焼き付き、欠点の増加など)が生じた場合の部品代

(5) 設置制限製品が、サービス対象設置方法以外の方法で設置されていた場合、本サービス提供のために、設置制限製品をサービス対象設置方法で再設置する費用

6. お客さまと対象機器の所有者が異なる場合の取扱い

- (1) お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、お客さまが自己の費用と責任において本書の内容につき対象機器の所有者の承認を得ると共に当社が本サービスを行うために必要な措置を取るものとします。
- (2) お客さまが上記(1)の対応を行わなかった場合、当社は本サービスの実施義務を免れるとともに、これにより生じた損害について一切責任を負わないものとします。

7. お客さまの協力義務

- (1) お客さまは、本サービスの提供を受けるにあたり、次の各号に定める事項を、自己の費用と責任で実施し、または承諾するものとします。
 - ① 技術員が対象機器の設置場所に立入ることを認めること
 - ② 本サービスのために必要な範囲で対象機器の稼働を停止すること
 - ③ 本サービスに必要な資料、情報、作業場所、消耗品を提供すること
 - ④ 本サービスに必要な計測機器等を対象機器の設置場所に設置または取り外すことを認めること
 - ⑤ 本サービスのために対象機器に同梱されていたソフトウェアの記憶媒体を必要とする場合は、当該媒体を当社に提供すること
 - ⑥ 対象機器の故障もしくは不適切な使用または本サービスの実施に伴う対象機器の停止によるコンピュータ・プログラムおよびデータの破壊、消滅に備え、自己の費用と責任で適切な措置を講じておくこと
 - ⑦ 対象機器本体に添付のマニュアル等に記載されている「設置に適した場所」に対象機器を設置し、常にその環境を整備、維持すること
- (2) お客さまは、上記(1)③の資料および情報について、本サービスに必要な範囲で複製することおよび再委託先に開示することをあらかじめ承諾するものとします。

8. 責任の制限

- (1) 当社は、対象機器の障害に伴い発生した、お客さまの損害については、何ら責任を負わないものとします。
- (2) 当社は、当社により提供される本サービスに不備があり適切に完了しない場合(本サービスの実施後、3ヶ月以内に同一原因による同一障害が再発した場合をいい、以下「契約不適合」といいます。)があった場合は、当該契約不適合状態の是正のために必要な本サービスを繰り返し実施するものとします。
- (3) 当社が前号の契約不適合責任を負うのは、本サービスに契約不適合がある旨のお客さまの書面による通知を作業の日から3ヶ月以内に受領した場合に限られるものとします。ただし、当社が契約不適合の存在を知っていた場合は、この限りではありません。
- (4) 上記(2)に基づく作業の繰り返しの実施が、本サービスの実施にかかる契約不適合に関して当社がお客さまに負う責任のすべてであって、当該契約不適合により生じた損害については何ら責任を負わないものとします。
- (5) 本サービスの結果として、データ、ソフトウェアの再導入、再構築が必要となった場合、当社はその責任を負わないものとします。

(6) 本サービスに関して生じたお客さまの損害のうち、間接的損害、逸失利益、派生的損害、第三者からお客さまになされた賠償責任に基づく損害、オペレーティングシステム、データその他のソフトウェアの破損、変更、もしくは消滅、またはお客さまのコンピュータもしくはネットワーク・システムが利用できなくなったことについて、当社は責任を負わないものとします。

9. 老朽化装置の取扱い等

対象機器が老朽化し、正常な運転の維持が本サービスの実施によっても不可能であると当社が判断した場合、お客さまと当社の間で別途協議の上、当該対象機器の以後の取り扱いを決定するものとします。

10. 交換部品の所有権

本サービスの実施に伴って交換された故障部品(老朽部品を含みます。)の所有権は、全て当社に帰属するものとします。

11. 設置場所の変更

お客さまは、お客さま登録カードに記載した対象機器の設置場所を変更する場合、変更後の設置場所と変更日を本書末尾に記載のサポートパック登録受付センターに変更しようとする日の14日前までに書面により連絡するものとします。ただし、対象機器の設置場所は、日本国内に限られるものとします。

12. 再委託

当社は、自己の費用と責任で本サービスの全部または一部を再委託先に委託することができるものとします。また、再委託先が、その受託した業務を別の第三者に更に委託する場合があることをお客さまはあらかじめ承諾するものとします。

13. 秘密保持

(1) お客さまおよび当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、書面または電子データにより秘密である旨を指定されたもの(以下「秘密情報」といいます。)を、本サービス提供期間終了後3年間、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとし、また、本書に基づく義務の履行以外の目的に使用しないものとします。

(2) 上記(1)にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。

- ① 一般に入手できる情報
- ② 知得時に既に保有していた情報
- ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- ④ 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報

(3) 当社は、お客さま登録カードに記載された個人情報(個人情報保護法に定める個人情報をいいます。)を、本サービスの提供およびその品質向上以外の目的のために使用しないものとします。

- (4) 当社は、本サービスに合理的に必要な範囲で、お客さまの秘密情報を再委託先に開示することができるものとします。この場合、本項に定める当社の義務と同等の義務を当該再委託先に課すものとします。
- (5) 第 1 項の規定にかかわらず、お客さまおよび当社は、政府機関、裁判所等(以下「公的機関等」といいます。)から法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合、①相手方に対し法律上認められる範囲内で当該開示要求の事実を事前に通知することにより秘密情報の開示差止命令または公開防止に必要な手続きをとる機会を与え、かつ、②当該公的機関等に対し秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請したうえで、当該公的機関等に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。

14. 権利義務の譲渡禁止

お客さまは、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本サポートパックに基づく自己の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

15. 損害賠償

- (1) お客さまおよび当社が本書に関連して損害賠償義務を負う場合、賠償の対象となる損害の範囲は、相手方に現実が発生した直接かつ通常の範囲の損害に限られるものとします。
- (2) お客さまおよび当社の負担する損害賠償の累積金額は、本サポートパックの代金として当社がお客さまから受領した総額を超えないものとします。
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が本書に違反した場合であっても、自己が被る損害または損失を最小限にとどめる義務を負うものとします。
- (4) お客さままたは当社による本条の損害賠償の請求は、請求原因の如何を問わず、本サービスに基づく履行義務違反を知り得た時から1年以内に限り行うことができるものとします。

16. 本サービスのご利用中止

お客さまが本サービスのご利用を途中で中止した場合、および当社が本章17の規定により本サービスの全部または一部の提供を中止した場合でも、お支払済みの代金は、減額、返金いたしません。

17. 本サービスの提供中止

- (1) 当社は、お客さま(お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者を含みます。)が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- ① 本書18の規定に違反したとき
 - ② 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分を受け、または破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
 - ③ 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
 - ④ 営業の廃止または解散の決議をしたとき
 - ⑤ その他財産状態が悪化したとき、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

- (2) 当社は、お客さまが本書に定める義務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行った後、当該期間内に当該違反が是正されないときは、本サービスの全部もしくは一部の提供を中止することができるものとします。ただし、当該期間を経過したときにおける債務不履行が取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでないものとします。
- (3) お客さまは、自己が第1号各号の一に該当する場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済するものとします。

18. 反社会的勢力の排除

- (1) 当社は、お客さま(その役員および従業員を含みます。また、お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者ならびにその役員および従業員を含みます。)が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- ①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と総称します。)であったこと
 - ②反社会的勢力を利用したこと
 - ③反社会的勢力に資金提供その他の便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力したまたは関与したこと
 - ④反社会的勢力が経営を支配していると認められること(実質的に経営に関与していると認められる場合を含みます。)
 - ⑤前各号のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - ⑥自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害すること
 - ⑦自らまたは第三者を利用して、当社に対し法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
- (2) お客さまは、自己またはその役員もしくは従業員(お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者ならびにその役員および従業員を含みます。)が上記(1)のいずれかに該当し、または該当する可能性があることが判明した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- (3) 当社は、上記(2)に基づき本サービスの提供を中止した場合は、これにより被った損害の賠償をお客さまに請求することができるものとし、また、これによりお客さまに生じた損害については、一切その賠償の責任を負わないものとします。
- (4) 当社は、お客さまが本章18. (1)各号の一に違反した疑いがあると合理的に認められる場合は、当該違反の有無を確認することを目的として調査を行うことができるものとし、お客さまは、当該調査に協力するものとします。

19. 存続条項

本サービスが終了した場合であっても、次の規定は、対象事項がある限りなお有効に存続するものとします。

- (1)「8. 責任の制限」
- (2)「13. 秘密保持」
- (3)「14. 権利義務の譲渡禁止」
- (4)「15. 損害賠償」
- (5)「16. 本サービスのご利用中止」

- (6)「17. 本サービスの提供中止」(3)
- (7)「18. 反社会的勢力の排除」(3)
- (8)「19. 存続条項」
- (9)「20. 合意管轄」

20. 合意管轄

本サービスに関するお客さまと当社間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。

21. 協議

本書に定めのない事項、本書記載の条項中疑義の生じた事項および本書の変更については、お客さまおよび当社で別途協議のうえこれを決定します。

別表

保守作業時間帯外の作業および除外作業に関する料金表

作業費 ＜税別＞	作業時間帯	基本料金 ＜税別＞	加算料金 ＜税別＞
	8:30～17:30	10,000 円	2,500 円
	17:30～21:00	12,000 円	3,000 円
	21:00～翌 8:30	14,000 円	3,500 円
日当・宿泊費	当社の規定による		
交通費	実費相当額		
部品代	実費(ただし、保守作業時間帯外の作業の場合は除きます)		

- (1) 上記の料金は、当社の技術員が 1 名で対応した場合の料金です。
- (2) 上記の基本料金は出勤から 1 時間までの料金、加算料金は 1 時間以上の場合 15 分毎に加算する料金とし、全曜日とも共通の料金とします。作業の継続により次の作業時間帯に入った場合は、次の作業時間帯の加算料金を適用するものとします。
- (3) 上記料金算定の時間は、当社または再委託先の技術員が保守センターから出勤し作業が完了するまでの時間とします。
- (4) 当社が 2 名以上の技術員による対応が必要であると判断した場合は、当社は当該サービス料金を別途見積り、お客さまの承認を得るものとします。

ご連絡先等

1. お客さま登録カードの返送先

〒108-0073

東京都港区三田 1-4-28(三田国際ビル)

サポートバック登録受付センター

電話 03-3452-7429

2. 本サービス全般に関するお問合せ

NECフィールディング株式会社

電話 03-3452-7429

受付 平日 9:00～17:00(国民の祝日に関する法律に定める休日および当社所定の休業日を除きます。)

記入例

【NEC フィールディング返送片】

※2枚目は『お客さま控え』ですので返送せず、お手元で保管してください。

MultiSyncLCDSupportPack お客さま登録カード

NECフィールディング

(商品名) MultiSyncLCDSupportPack	(型番)	(対応時間)	MultiSyncLCDSupportPack の 製品シリアルNo.
----------------------------------	------	--------	--

「MultiSyncLCDSupportPack ご利用の手引き」に記載の内容に同意し、下記の通り登録を申請いたします。

(お客さま情報) ※太枠内をご記入ください。

ご記入日 20 16 年 5 月 9 日

ご登録内容	登録者 (サポートパックの所有者など)	サービスを受ける機器の設置場所 (カスタマエンジニアが伺う場所)		
	(ふりがな) 法人・団体名	にちでんしょうじ 日電商事 株式会社		同左
	ご住所	〒 100- 東京 都道府県 港 区都市町 芝 5-7-1 日電ビル 5F	〒 _____ 都道府県 _____ 区都市町 _____	同左
	ご所属	総務部	同左	
	(ふりがな) お名前	にちでん たろう 日電 太郎	週 6 日間連続製品をお買い上げになり、起算日を「火曜日」とした場合、月曜日は対応時間外となります。	
	TEL	03-1234-5678		
	E-mail アドレス	Nichiden-taro@nec.com		
契約期間起算曜日 (注1)	1. 日曜日 2. 月曜日 3. 火曜日 4. 水曜日 5. 木曜日 6. 金曜日 7. 土曜日			

(注1) O印で起算曜日を指定してください。起算曜日から連続 6 日間がサービス実施曜日となります。

(対象機器の内容)

一本体 ※保証書のコピーを添付してください。

一オプション機器 (注2) (記入欄が足りない場合は別紙を添付してください)

ご購入日	20 16 年 4 月 15 日
型名(型番)	LCD -XXXXXXXXXX
製造番号	XXXXXXXXXX

型名(型番)	数	型名(型番)	数
N 8000-88XX	1	SB XXXXX	1
N		SB	

(注2) 「製品サポート付き」の場合のみ、対象となるオプション機器をご記入ください。

(本紙にご記入頂きました内容についてのお問合せ先)※NEC フィールディング

お名前	日電 太郎
法人・団体名	日電商事 株式会社

LCD 本体の保証書に記載されている「型名」、「製造番号」を記入してください。

登録申請についての問い合わせ先: NEC フィールディング(株) 電話 03-3452-7429

NEC フィールディングは、お客さまが本サービスに関連して NEC フィールディングに届け出た情報のうち、個人情報が含まれる場合には、本サービスの提供以外の目的に利用しないものとします。但し、法令により開示が求められた場合およびお客さまの同意が得られた場合を除きます。

※下記欄は記入不要

受付確認	年 月 日	EDP 登録	登録完了 返却日	メモ
拠点責任者	印			

お客さま → 受付センター → 受注拠点
お客さま → 受注拠点

(バーコードラベル貼付位置)

[保管: 契約終了後 2 年]

